

公安委員会 決裁資料	警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部改正	令和8年2月18日 留置管理課
<p>1 改正の趣旨</p> <p>○ 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）に「<u>警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費の一日当たりの額は1,256円以下とし、一食当たりの額は朝食392円、昼・夕食432円以下とする。</u>」と定められている。</p> <p>○ 令和8年度政府予算案において被留置者費用償還金単価における食糧費の増額（<u>1,256円から1,276円に20円増額</u>）が盛り込まれたため、公安委員会規則の改正を行うもの。物価高騰への対応として、令和6年、令和7年度に引き続き増額となった。</p> <p>2 食糧費の増額</p> <p>(1) 一日当たり <u>1,256円 → 1,276円（20円の増額）</u></p> <p>(2) 一食当たり <u>朝食392円 → 398円（6円の増額）</u> <u>昼・夕食 432円 → 439円（各食7円の増額）</u></p> <p>□ 一日当たりの額（1,256円）に占める各食の単価割合に応じて増額分を算出</p> <p>（朝食） <math>20円 \times 31.2\% (392円 / 1,256円) = 6.2円 \rightarrow 6円増額</math></p> <p>（昼・夕食） <math>20円 \times 34.4\% (432円 / 1,256円) = 6.9円 \rightarrow 7円増額</math></p> <p>3 改正案文</p> <p>警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費の一日当たりの額は<u>1,276円</u>以下とし、一食当たりの額は朝食<u>398円</u>、昼・夕食<u>439円</u>以下とする。</p> <p>4 施行日（予定）</p> <p>令和8年4月1日 令和8年度予算決定後</p> <p>5 近年における食料費の増額</p> <p>(1) 平成26年度 消費税の引上げ（5%→8%）に伴い、22円増額</p> <p>(2) 令和2年度 消費税の引上げ（8%→10%）に伴い、15円増額</p> <p>(3) 令和6年度 物価高騰に伴い、20円増額</p> <p>(4) 令和7年度 物価高騰に伴い、20円増額</p>		